

# 健康医療WG資料

(在宅での看取りにおける規制の見直しについて)

厚生労働省医政局

平成27年10月23日

# 「医師確保困難地域における死亡診断の要件緩和」に対する 厚生労働省としての考え方について

医師法（昭和23年法律第201号）第20条において、医師は自ら診察しないで診断書を交付してはならないとされている。

ただし、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合に限り、改めて死後診察しなくても、死亡診断書を交付し得ることが認められている。

医師確保困難地域における看護師の死亡確認により、医師が死後診察を行わずに死亡診断書を交付できる仕組みについては、

- ・ どのような場合に必要性があるのか
  - ・ 必要性がある場合、他に代替できる適当な手段がないのか
- 等について実情を把握した上で、検討を行う必要がある。

## < 参照条文 >

医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。